

Arida Information

～有田市からのお知らせ～



人口・世帯数
【令和2年5月1日現在】
人口 27,506人(前月比-38人)
男 13,069人 女 14,437人
世帯数 11,749戸

お知らせ

令和2年春の叙勲・褒章受章者

瑞宝双光章(教育功労)
梅本広治氏
黄綬褒章(業務精励・行政書士業)
田中サエ氏
藍綬褒章(更生保護功績)
岡村嘉彦氏

おめでとうございます

あなたの健康づくりのために 健診を受けましょう

実施日	健診場所	申込締切日
7月8日(水)	糸我公民館	6月25日(木)
7月15日(水)	保田公民館	7月2日(木)
7月21日(火)	山地コミュニティセンター	7月8日(水)
7月28日(火)	福祉館なごみ	7月13日(月)

受付時間
8時～9時
受けて安心!
受けてナットク!



※すべて無料です。
※事前に電話またはWeb申込みにてご予約ください。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お申込み人数によっては受付時間を分けてご案内させていただく場合があります。

特定健診

対象者 40～74歳の国保加入者
内容 問診・診察・身体測定・血圧測定・尿検査・心電図・血液検査

がん検診

対象者 がん検診受診券をご確認ください。(対象の方に6月上旬に発送します。)

検診種別 胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・肝炎ウイルス

健康課 Tel 22-3512
保健センター Tel 82-3223

歯周疾患無料検診

市では、満40・50・60・70歳の方を対象に、生活習慣病予防のためのお口のチェックをしています。
◇誕生日に受診券を郵送します。
検診を受けられる期間
40歳の誕生日～41歳の誕生日前日まで
50歳の誕生日～51歳の誕生日前日まで
60歳の誕生日～61歳の誕生日前日まで
70歳の誕生日～71歳の誕生日前日まで
検診料 無料(検診料のみ、治療代は別途必要です)
検診を受けられる医療機関
県内の歯科医院
※一部受診できない医院があります。
申込方法 受診される医院に事前に連絡(予約)してください。
持ち物 受診券・健康保険証
保健センター Tel 82-3223



国民年金

令和2年度公的年金 年金額
○老齢基礎年金(満額支給の場合)、遺族基礎年金、障害基礎年金2級
781,700円
○障害基礎年金1級
977,125円

年金を受給されている方が死亡したとき

◇未支給年金の請求について
年金は死亡した月分まで支払われます。死亡した方に支払われるべき年金があるとき、生計を同じくしていた遺族の方に支払われます。
添付書類等

個人番号カード受取・更新のための休日開庁



「個人番号カード」の受取をされる方(交付通知書(はがき)が届いている方)及び、「電子証明書の更新のお知らせ」が届いている方で、日中受取れない方を対象に、次の日程で市役所を開庁します。
日時 6月28日(日) 8時30分～正午
持ち物
【個人番号カードの受取をされる方】
①交付通知書(はがき)
②個人番号の通知カード
③住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
④本人確認書類
・顔写真付きの証明書1点(例:運転免許証・障害者手帳・在留カード等)
・顔写真付きの証明書をお持ちでない場合は、顔写真が付いていない証明書2点(例:健康保険の被保険者証・介護保険の被保険者証・各種年金証書・社員証・学生証等)
※15歳未満の方の受取時は、本人と法定代理人の来庁及び本人確認書類の持参が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【電子証明書の更新をされる方】

①電子証明書の有効期限通知書
②個人番号カード
③本人確認書類(個人番号カードの暗証番号を忘れてしまった場合)
※住所の変更手続き等は出来ません。
市民課 Tel 22-3561

令和2年度

市県民税・普通徴収(1期)
納期限は6月30日(火)です。

後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ

後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます。

年度(年間)	均等割額	所得割額	上限保険料
令和2・3年度	50,304円	9.51%	64万円
【参考】平成30・31年度	45,812円	8.80%	62万円

※保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額(50,304円)と被保険者の所得に応じて決まる所得割額(9.51%)の合計額です。

世帯の所得が低い方に対する均等割軽減措置の割合が変更されます

年度	低所得者均等割軽減	
元年度	8割軽減	8.5割軽減
2年度	7割軽減	7.75割軽減
3年度	7割軽減	

※均等割額の5割軽減、2割軽減の対象が拡大されます。

※令和2年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。
健康課 Tel 22-3506
和歌山県後期高齢者医療広域連合
Tel 073-4428-6688

児童手当現況届の提出を忘れずに

現在手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」を提出する必要があります。これは、養育の状況など、手当を引き続き受けられる資格があるかどうかを確認するための大切な手続きです。忘れずに行ってください。この届の提出がなければ、6月分以降の手当が受けられなくなります。
受付期間 6月1日(月)～6月30日(火)
※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、原則郵送での提出をお願いします。案内通知に返信用封筒を同封していますのでご使用ください。

児童手当額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学校	一律10,000円

※第3子以降とは高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

所得制限限度額(左記参照)以上の方については、児童1人あたりの支給額が月額5,000円となります。

扶養親族の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

福祉課 Tel 22-3524

大麻やけしの栽培は禁止されています



大麻や一部のけしは法律で栽培、所持、使用等が禁止されています。もしそれが大麻やけしだと知らなくても栽培している事実があれば罪に問われることがあります。もし見つけた場合は、右記まで連絡してください。 問 湯浅保健所 Tel 64-1293

ため池や水路での事故を防ぎましょう

農作業の盛んになるこの時期は、ため池や水路の水位が通常より高い状態が多く、ゲリラ豪雨等により急激に水位が上昇する恐れもあります。子どもたちには大変危険な場所となりますので、ため池や水路に近づいたりしないよう、ご家族のほか地域全体でのお願いいたします。